

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月21日
【届出者の氏名又は名称】	Ontario合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区西新橋一丁目1番1号EPコンサルティングサービス内
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6864-3048
【事務連絡者氏名】	弁護士 伊藤 哲哉／同 戸倉 圭太／同 水本 啓太／同 水 間 洋文
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Ontario合同会社 (東京都港区西新橋一丁目1番1号EPコンサルティングサービス内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、Ontario合同会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、常磐興産株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が2024年9月10日に提出いたしました公開買付届出書（2024年9月30日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第2項但書に基づき、2024年10月18日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2024年10月19日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったことに伴い、訂正すべき事項（法第27条の6第2項、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項の規定に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間を、届出当初の2024年10月24日から2024年11月5日まで延長する訂正を含みます。）が生じたので、記載事項の一部を訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(4) 第二回公開買付けに関する事項

① 第二回公開買付けの概要

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 本件両公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

① 外国為替及び外国貿易法

(3) 許可等の日付及び番号

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(4) 第二回公開買付けに関する事項

① 第二回公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

第二回公開買付けにおける買付け等の期間（以下「第二回公開買付期間」といいます。）は、2024年11月1日から2024年12月2日までの21営業日に設定する予定です。ただし、公開買付者は、第一回公開買付けの買付け等の期間（以下「第一回公開買付期間」又は単に「公開買付期間」といいます。）のやむを得ない延長が生じた場合には、第二回公開買付けの開始を、第一回公開買付期間が延長された日数分、延期し、第二回公開買付期間の開始日及び末日を、第一回公開買付期間が延長された日数分、後ろ倒しする変更を行う可能性があります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

第二回公開買付けにおける買付け等の期間（以下「第二回公開買付期間」といいます。）は、2024年11月13日から2024年12月10日までの20営業日に設定する予定です。ただし、公開買付者は、第一回公開買付けの買付け等の期間（以下「第一回公開買付期間」又は単に「公開買付期間」といいます。）のやむを得ない延長が生じた場合には、第二回公開買付けの開始を、第一回公開買付期間が延長された日数分、延期し、第二回公開買付期間の開始日及び末日を、第一回公開買付期間が延長された日数分、後ろ倒しする変更を行う可能性があります。

<後略>

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 本件両公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、第一回公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や第一回公開買付価格の妥当性について熟慮し、第一回公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保しています。なお、第二回公開買付期間については、21営業日に設定する予定です。第二回公開買付期間は第一回公開買付期間と比して短期ですが、これは、第二回公開買付けには第二回公開買付応募予定株主のみが応募することが想定され、対象者の少数株主の皆様による応募は想定されないためであり、対象者の少数株主の皆様から本件両公開買付けに対する応募について適切な判断期間を奪ったり、対象者株式について公開買付者以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪ったりするものでもありません。公開買付者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第一回公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の少数株主の皆様が第一回公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者は、第一回公開買付けの開始後に対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、第一回公開買付けの開始後に対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、第一回公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていることにより、本件両公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(訂正後)

公開買付者は、第一回公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や第一回公開買付価格の妥当性について熟慮し、第一回公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保しています（なお、公開買付者が訂正届出書を2024年10月21日付で提出したことに伴い、法令に基づき、第一回公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2024年10月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる2024年11月5日まで延長することにより、第一回公開買付期間は、37営業日に延長されています。）。なお、第二回公開買付期間については、20営業日に設定する予定です。第二回公開買付期間は第一回公開買付期間と比して短期ですが、これは、第二回公開買付けには第二回公開買付応募予定株主のみが応募することが想定され、対象者の少数株主の皆様による応募は想定されないためであり、対象者の少数株主の皆様から本件両公開買付けに対する応募について適切な判断期間を奪ったり、対象者株式について公開買付者以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪ったりするものでもありません。公開買付者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第一回公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の少数株主の皆様が第一回公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者は、第一回公開買付けの開始後に対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、第一回公開買付けの開始後に対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、第一回公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていることにより、本件両公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年9月10日（火曜日）から2024年10月24日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	2024年9月10日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

(訂正後)

買付け等の期間	2024年9月10日（火曜日）から2024年11月5日（火曜日）まで（37営業日）
公告日	2024年9月10日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

① 外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、対象者株式の取得に関して、2024年9月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日に受理されております。

外為法の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得することができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。なお、財務大臣及び事業所管大臣から、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止の勧告を受けずに待機期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、対象者株式の取得に関して、2024年9月27日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日に受理されております。

外為法の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得することができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2024年10月19日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

(3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

① 外国為替及び外国貿易法

許可等の日付 2024年10月18日
許可等の番号 JD第896号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	12,173,510,250
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	85,000,000
その他(c)	15,680,000
合計(a)+(b)+(c)	12,274,190,250

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	12,173,510,250
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	85,000,000
その他(c)	17,000,000
合計(a)+(b)+(c)	12,275,510,250

<後略>

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2024年10月31日(木曜日)

(訂正後)

2024年11月12日(火曜日)

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 府令第13条第1項第9号の規定による書面(株式の取得等に関する届出書、株式の取得等に関する届出書の訂正書及び対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について)

外為法第27条第2項但書に基づき、2024年10月18日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2024年10月19日から公開買付者による本公開買付けによる対象者株式の取得が可能になったため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、公開買付者が2024年9月27日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書」(JD第896号)、公開買付者が2024年10月10日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書の訂正書」(JD第896号)及び日本銀行が2024年10月18日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。

(2) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2024年10月21日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2024年9月10日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。